

名古屋市公報	平成29年 5月10日 第1206号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- 政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する
 条例施行細則の一部を改正する規則 (市長・秘書課) (第72号) 4

告示

- 行政区画の境界にかかる道路の管理に関する協定の一部を
 変更する協定について (緑土・道路管理課) (第282号) 6
- 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課) (第283号) 8
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の
 指定 (財政・税制課) (第284号) 9
- 名古屋市揚輝荘施設の使用料の徴収事務の委託について (観光・歴史まちづくり推進室) (第285号) 10
- 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収
 納事務の委託について (健福・食品衛生課) (第286号) 11
- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第287号) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第288号) 14
- 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第289号) 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
 する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第290号) 23
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
 する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第291号) 25
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
 する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第292号) 27
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第293号) 29
- 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第294号) 30
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による
 医療機関の指定 (健福・保護課) (第295号) 31

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第296号)	32
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第297号)	34
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第298号)	35
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第299号)	37
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	(防災・地域防災室)	(第300号)	38
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定	(防災・地域防災室)	(第301号)	39
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し	(防災・地域防災室)	(第302号)	40
○ 名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・区画整理課)	(第303号)	41
選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
○ 名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名について		(第10号)	42
教 育 委 員 会 告 示			
○ 名古屋市指定文化財の指定について		(第11号)	43
○ 教育委員会定例会の開催について		(第12号)	44
人 事 委 員 会 規 則			
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第8号)	45
病 院 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の一部改正		(第15号)	47
公 告			
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		48
○ 平成29年度名古屋市職員第 1 類・免許資格職採用試験公告	(人事・任用課)		51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		62
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)		65
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)		66
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)		67
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		68
雑 報			
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)		70

規 則 の あ ら ま し

- 政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第72号）

- 1 改正内容

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（別記様式第 3 関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第72号

政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例
施行細則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例施行細則
(平成 7 年名古屋市規則第 153 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
先物取引の事業・雑所得		

を

」

「

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		

に改める。

先物取引の事業・譲渡・雑所得		
----------------	--	--

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 282号

行政区画の境界にかかる道路の管理に関する協定の一部を変更する協定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第19条第 1項及び第54条第 1項の規定に基づき、昭和45年 5月27日付けで愛知県と締結した行政区画の境界にかかる道路の管理に関する協定の一部を次のように変更しましたので、同法第19条第 5項の規定により公示します。

平成29年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

行政区画の境界にかかる道路の管理に関する協定の一部を変更する協定

愛知県（以下「甲」という。）と名古屋市（以下「乙」という。）は、行政区画の境界にかかる道路の管理に関する協定の一部を次のように変更する協定を締結する。

第 1項の表中

「

11	名古屋岡崎線	名古屋市天白区荒池二丁目 403番 1地先から 日進市赤池町モチロ 149番地先まで	モチロ橋	を
----	--------	--	------	---

」

「

11	名古屋岡崎線	名古屋市天白区荒池二丁目 403番 1地先から 日進市赤池町モチロ 149番地先ま で	モチロ橋
12	名古屋岡崎線	名古屋市緑区鳴海町字鏡田56番 1 地先から 豊明市沓掛町字葭廻間35番 1地先 まで	

に
」

改める。

附 則

この協定は、平成29年 3月30日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 283号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第284号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人あいち コミュニティ財団	名古屋市東区代官町39 番18号	平成29年1月1日以後に 個人が支出する寄附金
公益社団法人名古屋 市シルバー人材セン ター	名古屋市昭和区御器所 通3丁目12番地の1	平成29年1月1日以後に 個人が支出する寄附金
特定非営利活動法人 日本脊柱変形協会	名古屋市千種区御影町 2丁目21番地の1	平成29年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 285 号

名古屋市場輝荘施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定により、次のように施設の使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成29年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市千種区法王町 2 丁目 5 番地の 1

特定非営利活動法人揚輝荘の会

理事長 鈴木 賢一

2 徴収を委託した使用料

名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）第 3 条に規定する観覧料及び同条例第 5 条第 1 項に規定する使用料

3 委託開始期日

平成29年 4 月 1 日

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 286号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成29年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中区大須四丁目12番21号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 荻曾 敏之

2 収納を委託した手数料

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市告示第 287 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 29 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

北区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6 月 2 日（金）	楠小学校（西門：体育館入口）
6 月 6 日（火）	宮前小学校（東門：特別活動室）
6 月 8 日（木）	大杉小学校（東門：東校舎土間）
6 月 12 日（月）	城北小学校（南正門：玄関）
6 月 13 日（火）	北中学校（西門：金工室）
6 月 15 日（木）	金城小学校（東門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 288号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 4月28日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成28年11月21日 28指令住開指第 150号	名古屋市北区楠一丁目 1502番	東京都西東京市東伏見 3 － 6－19 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕
平成28年10月31日 28指令住開指第 125号	名古屋市守山区瀬古東 三丁目1103番 1外13筆	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成29年 2月17日 28指令住開指第 210号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 240外 1筆	愛知県春日井市出川町 1850番地 1 中部電力アパートH棟 402号 増谷圭吾
平成28年11月11日 28指令住開指第 139号	名古屋市港区新茶屋五 丁目1444番	名古屋市港区西福田四丁 目 619番地 佐藤芳美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 289号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成29年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものがないこと。

- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成29年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成29年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成29年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成29年 5月22日（月）から同月31日（水）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成29年 6月21日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 221戸

事故住宅 58戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 125戸

第 3 市営住宅・大家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

事故住宅 2戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその

障害種別が 4又は 5のもの

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含

む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 108戸

事故住宅 27戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

事故住宅 2戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 1回一般募集から平成28年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 1回一般募集から平成28年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1 の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1 の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 290号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人杏園会ひ びのファミリア診 療所	名古屋市熱田区比々野町27番地	平成29年 4月 1日
まつば公園こども クリニック	名古屋市中川区好本町 3丁目15番 地	平成29年 4月 1日
さとう内科循環器 内科クリニック	名古屋市天白区原二丁目 805番地	平成29年 3月 1日
すずきクリニック 耳鼻咽喉科	名古屋市天白区原四丁目 802番地	平成29年 4月 1日
しだみ歯科	名古屋市守山区大字上志段味字山 の田1029番地の 4	平成29年 2月 1日

サエラ薬局砂田橋店	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	平成29年 4月 1日
すばる薬局苗田店	名古屋市北区苗田町61番地	平成29年 4月 1日
沖勘六薬局城西	名古屋市西区城西二丁目 9番 1号	平成29年 4月 1日
ココカラファイン 薬局名古屋栄店	名古屋市中区栄三丁目17番12号	平成29年 4月 1日
くるみ調剤薬局な かがわ店	名古屋市中川区水里二丁目 333番 地の 2	平成29年 4月 1日
有限会社ミドリ薬 局守山新城店	名古屋市守山区新城13番20号	平成29年 3月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局原店	名古屋市天白区原四丁目 117番地	平成29年 4月 1日
なんよう訪問看護 リハビリステーシ ョン中村	名古屋市中村区並木二丁目 148番 地	平成29年 3月21日
にじのさと訪問看 護ステーション神 宮前	名古屋市熱田区横田一丁目11番 6 号	平成28年11月 1日
にじのさと訪問看 護ステーション野 並	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 152番 地	平成28年11月 1日
訪問看護ステーシ ョンなごみ	名古屋市名東区香坂1012番地	平成29年 2月 1日
訪問看護ステーシ ョンなでしこ	名古屋市名東区社が丘一丁目 503 番地	平成29年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 291号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	丸の内医院	
所 在 地	旧	名古屋市中区丸の内三丁目 6番27号
	新	名古屋市中区丸の内三丁目19番23号
変 更 年 月 日	平成29年 3月28日	

医 療 機 関 名	旧	スカイ調剤薬局中切店
	新	キョーワ薬局中切店
所 在 地	名古屋市中区中切町 3丁目 1番地の 2	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

医 療 機 関 名	旧	フラワー薬局
	新	フラワー薬局金山店
所 在 地	名古屋市中区金山四丁目 6番19号	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

医 療 機 関 名	旧	かりん調剤薬局港店
	新	キョーワ薬局港店
所 在 地	名古屋市港区知多三丁目 108番地	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

医 療 機 関 名	旧	調剤薬局薬房
	新	キョーワ薬局薬房
所 在 地	名古屋市緑区有松1060番地	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 292号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人生寿会きくぞの 内科・在宅クリニック	名古屋市昭和区塩付通 7丁目47 番地	平成29年 4月 1日
さとう内科循環器科クリ ニック	名古屋市天白区原二丁目 805番 地	平成29年 3月 1日
阪神調剤薬局名古屋通信 前店	名古屋市東区泉二丁目 2番30号	平成29年 3月31日
訪問看護ステーションな ごみ	名古屋市東区砂田橋三丁目 2番	平成29年 2月 1日

にじのさと訪問看護ステーション神宮前	名古屋市熱田区横田一丁目11番6号	平成28年11月 1日
訪問看護ステーションD－l i f e	名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地の 1	平成29年 3月15日
にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 152番地	平成28年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 293号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
あおばこどもクリニック	名古屋市東区出来町三丁目 7番21号	平成29年 3月 7日
はまうづクリニック	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 294号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た かし

医 療 機 関 名	旧	相互歯科医院
	新	たつきファミリー歯科
所 在 地	名古屋市港区正保町 3丁目58番地	
変 更 年 月 日	平成29年 3月15日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 295号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
神宮前メンタルク リニック	名古屋市熱田区三本松町12番10号	平成29年 2月27日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 296号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
KE i ROW熱田ステーション	名古屋市熱田区神宮二丁目10番16号	平成29年 3月10日
月本 誠		
KE i ROW名古屋瑞穂東ステーション	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目30番地の 2	平成29年 3月24日
可知 哲夫		

にこりん鍼灸治療院	愛知県清須市西枇杷島町旭 2丁目 20番地	平成29年 3月 1日
横井 一雄		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
にこりん鍼灸治療院	愛知県清須市西枇杷島町旭 2丁目 20番地	平成29年 3月 1日
横井 一雄		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 297号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
栄広堂鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区畑江通 8丁目18番 地の 1	平成29年 1月 6日
木村 沙織		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
エフラボ接骨院	名古屋市名東区猪子石原三丁目 101番地	平成29年 3月 1日
深谷 高治		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 298 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年 5 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

高峯町住宅地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市昭和区高峯町 133 番 1 外

3 縦覧期間

平成29年 5 月 1 日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分より午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

高峯町住宅地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成29年 6 月 1 日（木） 午後 2 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市昭和区川名山町46番地の 4

滝川コミュニティセンター 第 1 会議室及び第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 299 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年 5 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目 226 番 1	平成29年 3 月15日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 300号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
名古屋市杉村コミュニティセンター	名古屋市北区水切町 6丁目87番地	平成29年 3月 3日	洪水・内水氾濫
名古屋市筒井コミュニティセンター	名古屋市東区筒井一丁目 14番24号	平成29年 3月31日	洪水・内水氾濫
名古屋市立なごや 小学校	名古屋市西区幅下一丁目 7番17号	平成29年 4月 1日	洪水・内水氾濫 地震

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 301号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定避難所として、次のとおり指定しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日
名古屋市杉村コミュニティセンター	名古屋市北区水切町 6丁目87番地	平成29年 3月 3日
名古屋市筒井コミュニティセンター	名古屋市東区筒井一丁目14番24号	平成29年 3月31日
名古屋市立なごや小学校	名古屋市西区幅下一丁目 7番17号	平成29年 4月 1日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 302号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定避難所の指定を次のとおり取り消しました。

平成29年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
富士文化幼稚園	名古屋市港区小賀須一丁目 801番地	平成29年 4月 1日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 303号

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高赤塚土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成29年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
久 野 正 巳	名古屋市緑区大高町字城山 9番地
近 藤 節 子	名古屋市緑区大高町字江明10番地
近 藤 壽 夫	名古屋市緑区大高町字洞之腰13番地
下 村 善 信	名古屋市緑区大高町字赤塚27番地の 9
野 崎 俊 信	名古屋市南区鳥栖一丁目 3番14号

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名について

平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年4月24日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

住 所	氏 名
名古屋市東区古出来二丁目5番11号	河村 たかし

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第11号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第 4 号）第 2条第 1項の規定により、次の表に掲げる文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

平成29年 4月24日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市指定有形文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 場 所	所 有 者
建造物	本願寺名古屋別院 鐘 楼	1棟	名古屋市中区門前町 118番地	宗教法人 本願寺名古屋 別院

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第12号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 5月12日午後 3時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 5月 2日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

平成29年度歯科衛生優良校等の表彰について
名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 8 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「出産」を「妊娠、出産」に、「4年」を「3年」に改め、「第2次試験」の次に「（以下「本来の第2次試験」という。）」を加え、同条第2項中「前項の規定の」を「第1項又は前項の規定の」に改め、「受けた者（」の次に「第1項の」を加え、「前条中」を「同条中」に、「前項の規定により」を「次条第1項又は第2項の規定により」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受けた者で、同項の申出の日後新たに妊娠その他の事情を有することとなったものに対しては、再度の申出の日から3年を経過する日の属する年度までに限り、当該申出により本来の第2次試験の受験を延期することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（平成29年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年人事委員会規則第10号」を「平成28年人事委員会規則第10号」に改める。

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5月 2日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 4条中「第 2条第 1項第 8号」を「第 2条第 8号、第 8号の 2、第12号の 2」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン太閤ショッピングセンター
名古屋市中村区太閤一丁目19番24号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	(株)立松商店	代表取締役 立松 宗一郎	名古屋市中 区錦 1丁目 3番13号	—	—	—
2	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市本町神明 西 1番地 1	—	—	—
3	中日印章印刷(株)	代表取締役 林 克己	名古屋市中 区金山三丁 目 2番17号	—	—	—
4	(株)メガネト ップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡市葵区 伝馬町 8番 地 6	—	—	—
5	(株)坪井	代表取締役 坪井 輝雄	名古屋市中 村区椿町10 番14号	—	—	—

6	—	—	—	ウエルシア 薬局(株)	代表取締役 水野 秀晴	東京都千代 田区外神田 二丁目 2番 15号
---	---	---	---	----------------	----------------	---------------------------------

3 変更の日

- (1) No. 1からNo. 5までの小売業者については、平成25年 6月20日
- (2) No. 6の小売業者については、平成26年 3月 7日

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 5までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 6の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成29年 4月 7日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 4月24日から同年 8月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 8月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

平成29年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成29年4月25日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫



平成29年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類[大学卒業程度・22～30歳]） （免許資格職）

平成29年4月25日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

4月27日（木）から5月14日（日）までの本登録完了分有効

～ 名古屋市の求める人材 ～ 「やる気に満ち、積極的な姿勢を持った人材」

主
な
変
更
点

- ▶ 「消防」の身長に関する条件を撤廃します
- ▶ 教養試験の出題分野、問題数を変更します（「行政一般・学校事務・消防」以外）
 - ・ 知識分野のうち、人文科学及び自然科学からは出題しません
 - ・ 50問中35問選択解答を、30問全問必須解答に変更します
- ▶ 第2次試験の論文試験を第1次試験日（6月25日）に実施します（全試験区分）
- ▶ 第2次試験の口述試験（個別面接）を2回実施します（行政一般・法律・経済・消防）

4ページ参照

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容等

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
第1類	事務	行政一般	50名程度
		法 律	30名程度
		経 済	30名程度
		社会福祉	30名程度
	技術	土 木	20名程度
		建 築	数名
		機 械	1名程度
		電 気	5名程度
		応用化学	5名程度
		造 園	数名
	研究（機械）		数名
	学校事務		5名程度
	消 防		40名程度
免許資格職	薬 学		1名程度
	衛 生		5名程度
	獣 医		5名程度
	学芸（考古学）		1名程度
	学芸（歴史学）		1名程度
	学芸（美術工芸史）		1名程度
	学芸（西洋美術）		1名程度
	学芸（天文）		1名程度

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により大きく変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるものの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢要件等

試験区分等	年 齢 等
第1類 【全試験区分】	次のいずれかに該当する方 ・昭和62年(1987年)4月2日から平成8年(1996年)4月1日までに生まれた方
免許資格職 【薬学・衛生・学芸】	・平成8年(1996年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成30年(2018年)3月31日までに卒業見込の方
免許資格職 【獣医】	次のいずれかに該当する方 ・昭和57年(1982年)4月2日から平成8年(1996年)4月1日までに生まれた方 ・平成8年(1996年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成30年(2018年)3月31日までに卒業見込の方

(3) 各試験区分における受験資格（該当試験区分のみ）

試験区分等	受 験 資 格
第1類 【消防】	日本国籍を有し、【別表1】の消防の身体的条件4つすべてに該当する方
免許資格職 【薬学】	薬剤師の免許を有する方又は平成30年(2018年)3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込の方
免許資格職 【衛生・獣医】	食品衛生監視員の任用資格（【別表1】参照）を有する方又は平成30年(2018年)3月末までに有する見込の方
免許資格職 【学芸】	学芸員の資格を有する方又は平成30年(2018年)3月末までに有する見込の方

(注) 受験資格以外に、職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 … 7 ページ「6 (2)」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … 7 ページ「6 (2)」及び9 ページ「13 (1)」

【別表1】

消防の身体的条件	食品衛生監視員の任用資格
・ 矯 正 視 力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴 力…左右とも正常であること ・ そ の 他…消防官としての職務遂行に支障のないこと	次のいずれかに該当する方 1 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※） 2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 3 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※） 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 （※）1又は3に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは、第2次試験対象者に通知します。

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

電話による日程等の問い合わせはご遠慮ください。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)を必ずご確認ください。

試 験 区 分		行政一般・法律・経済	消防	左記以外
申 込 期 間		4月27日(木)～5月14日(日)		
受験票発送日		5月30日(火)		
第 1 次試験日		6月25日(日) 午前8時45分開場 午前9時00分着席 終了予定時刻(※昼食等が必要です) 午後2時30分頃＜行政一般・学校事務・消防＞ 午後3時30分頃＜上記以外＞		
第 2 次試験対象者発表日		7月5日(水)		
第 2 次試験日	論文試験	6月25日(日)※1		
	口述試験(個別面接)	7月13日(木)～7月18日(火)※2		7月26日(水) ～8月10日(木)※2
	口述試験(最終個別面接) 対象者発表日	7月25日(火)		
	口述試験(最終個別面接)	8月5日(土)～8月10日(木)※2		
	体力検査		8月4日(金)	
合格発表日		8月23日(水)		

※1 論文試験は、第1次試験日に実施します。

※2 対象者通知でお知らせする日に実施します。試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験の内容及び出題分野 (試験問題の例題などは市ウェブサイトでご確認ください。)

5ページ下段の注意事項とあわせてご確認ください。

(1) 行政一般・学校事務

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150分	600点
第2次試験	論文試験	60分	600点
	口述試験	—	1,800点

(2) 法律・経済・社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・薬学・衛生・獣医

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	210点
	専門試験	120分	390点
第2次試験	論文試験	60分	600点
	口述試験	—	1,800点

(3) 消防

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150分	600点
	論文試験	60分	300点
第2次試験	体力検査 (※1)	1日	600点
	口述試験	—	1,500点
	身体検査 (※1) (※2)	—	—

(※1) 口述試験（最終個別面接）対象者のみ実施します。

(※2) 身体検査は、点数化しません。

(4) 研究（機械）

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	210点
	専門試験	60分	390点
第2次試験	論文試験	60分	600点
	口述試験	—	1,800点

(5) 学芸（考古学、歴史学、美術工芸史、西洋美術、天文）

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	120点
	経験・業績論文	60分	480点
第2次試験	論文試験	60分	600点
	口述試験	—	1,800点

【別表 2】第1次試験専門試験の出題分野等〔衛生を除き必須解答〕

試験区分	出題分野等
法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学
経 済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法及び民法
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎
薬 学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
衛 生	物理・化学・生物、衛生、薬事法規・薬事制度 〈24問 必須解答〉
	食品科学、応用微生物学、公衆衛生学、畜産物利用学（18問） 薬理、薬剤、病態・薬物治療（16問） 〈以上34問中16問 選択解答〉
獣 医	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜病理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜繁殖学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般

～ 注 意 事 項 ～

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。
- ・ 試験教室内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯用録画・録音機等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。
- ・ 第2次試験対象者は、第1次試験の得点により決定します。
- ・ 口述試験（最終個別面接）の対象者は、第1次試験及び口述試験（個別面接）の得点を合計して決定します。
- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。
- ・ 行政一般・法律・経済・消防の試験区分における論文試験については、口述試験（最終個別面接）対象者のみ採点の対象とします。
- ・ 第1次試験において「専門試験」又は「経験・業績論文」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、「教養試験」の採点は行いません。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目（身体検査を除く。）の得点が一定水準に達しない場合及び身体検査において一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 第2次試験及び口述試験（最終個別面接）の対象者には、該当する方のみに文書で通知します。（詳細は必ず通知文を確認してください。）
- ・ 第2次試験の対象となった方で7月10日(月)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。
- ・ 第2次試験の結果は、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。
- ・ それぞれの対象者（合格者を含む。）の受験番号を、上記の発表日から約1週間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- ・ 電話等による合否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。

5 申込手続 ※申し込みはインターネットで行ってください。

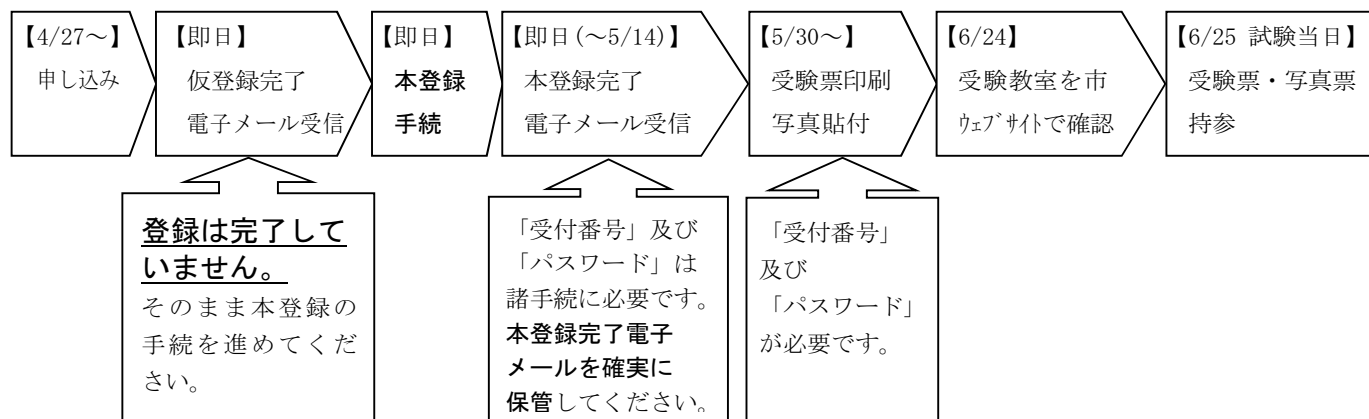
(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。
貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	4月27日(木)から5月14日(日)までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・ 必ず期間内に本登録まで完了させてください(本登録が完了すると、それをお知らせする電子メールが通常遅くとも数時間以内には届きます)。 ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。
アクセス及び方法	・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成29年度名古屋市職員採用試験(第1類・免許資格職)を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面や電子メールの指示に従ってください。 ・ 「受付番号」と「パスワード」は名古屋市電子申請サービスにアクセスする時に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。 ・ <u>送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。</u> (紛失した場合、受験に影響が生じます)
受験票の交付手続	1 5月30日(火)以降に送付する電子メールを確認し、電子メールの記載内容に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。) 2 6月1日(木)までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 3 写真票は、<u>必ず、写真を貼付し</u>、申込内容を確認のうえ署名をし、試験当日に受験票とともに持ちください。写真や署名がない場合は受験できません。

◎フローチャート〈申し込みから第1次試験までの一例〉



6 合格から採用まで

(1) 人事委員会が行う手続き

- ア 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- イ 合格者は、試験区分ごとに、成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は原則として確定の日から1年間有効（有効期間の満了後は採用されません。）です。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ提示されます。

(2) 任命権者が行う手続き

- ア 任命権者は提示された名簿をもとに、意向調査、健康診断等を経て採用者を決定します。
- イ 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- ウ 採用は、原則として平成30年4月以降となりますが、状況により早期採用になる場合もあります。
- エ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

7 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	総合順位 科目別得点 総合得点 対象者基準点	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局において受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	総合順位 第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点		

(注)・ 口述試験（最終個別面接）の対象とならなかった方への成績開示は、合格発表日(8月23日)以降です。

- ・ 開示請求は受験者本人による市役所(中区三の丸三丁目1番1号)への来庁が必要です(代理請求不可)。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
- ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。

8 勤務条件（平成29年4月1日現在）

(1) 初任給の例

事務・技術 学校事務・衛生	研究	消防	薬学 〔薬学に関する6年制 大学卒の場合〕	獣医 〔獣医に関する6年制 大学卒の場合〕
201,595円	214,935円	208,495円	223,100円	223,100円

(注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

- ・ この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ・ 「薬学」の初任給は、薬剤師免許取得後のものです。
- ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

9 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。



10 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

11 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

12 過去の実施結果（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成28年度	2,604	447	5.8
平成27年度	2,546	465	5.5

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 嘱託員、任期付任用職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、あらかじめ、紙の「申込書」が必要となりますので、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 5月5日（金）までの消印有効（請求期限が近い場合は速達） 《持込不可》

（注）申込書は、5月8日（月）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 5月14日（日）までの消印有効（必ず速達） 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（サイズ不問）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類・免許資格職採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第1類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

（記載がない場合、申し込みに影響することがあります。）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（サイズ不問）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合は、362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する。

返信用封筒を請求用封筒に入れて、サイズに合った郵送料の切手を貼り、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ 名古屋市職員採用案内 で 検索 



◇ 試験区分等の申込誤りにご注意ください！

例年、多くの方にお申込みいただいている名古屋市職員採用試験ですが、毎年残念ながら、「入力を誤ってしまった！」という方がいらっしゃいます。もう一度、試験区分等の入力内容をご確認ください。申込後の試験区分の変更は、一切できません。

申し込みの時点から、採用試験は始まっています！

◇ 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ 掲載している試験会場はあくまで予定です。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町
【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地
【名古屋工業大学】 名古屋市昭和区御器所町
【名古屋学院大学 日比野学舎】 名古屋市熱田区大宝三丁目1番17号
【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）を持参してください。

◇ Twitterはじめました！

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ本郷店

名古屋市名東区本郷二丁目 131番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
店舗西側平面駐車場	42台	—	42台	—
駐車場①（タイムズ本郷駅前）	—	16台	—	23台
駐車場②（ハローパーク本郷駐車場）	—	12台	—	17台
駐車場③（三井リパーク名古屋本郷駅前）	—	14台	—	19台
計	42台	変更なし	42台	59台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ中部(株)	午前 9時00分	午後12時00分	午前 7時00分	変更なし

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	1箇所	5箇所
計	1箇所	5箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
店舗南西側荷さばき施設	午前 8時00分から 午後 8時00分まで	午前 6時00分から 午後10時00分まで

3 変更の日

(1) 2(1)及び(3) については、平成29年11月30日

(2) 2(2)及び(4) については、平成29年 4月30日

4 変更しようとする理由

(1) 2(1)及び(3) については、駐車場敷地の返却に伴う契約駐車場の見直しのため

(2) 2(2)については、顧客の利便性向上のため

(3) 2(4)については、営業時間変更に伴い、荷さばき作業時間を変更するため

5 届出の日

平成29年 3月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 4月26日から同年 8月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 8月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成29年 4月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1377号	中京プラ ントサー ビス(株)	松崎 哲志	名古屋市緑区定納山 二丁目 201番地 1	平成29年 3月15日
第1378号	三岳工業 (株)	松浦 圭	愛知県清須市春日白 弓 103番地	平成29年 3月15日
第1379号	(株)K' z L I F E	與語 一樹	愛知県長久手市前熊 西脇28番地 1	平成29年 3月15日
第1380号	(有)岡善製 作所	高木 力	名古屋市瑞穂区姫宮 町 2丁目10番地の 4	平成29年 3月15日
第1381号	e サービ ス(株)	高橋 典宗	名古屋市天白区道明 町30番地	平成29年 3月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年 4月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1378号	三岳工業 (株)	松浦 圭	愛知県清須市春日白 弓 103番地	平成29年 3月15日
第1379号	(株)K' z L I F E	與語 一樹	愛知県長久手市前熊 西脇28番地 1	平成29年 3月15日
第1380号	(有)岡善製 作所	高木 力	名古屋市瑞穂区姫宮 町 2丁目10番地の 4	平成29年 3月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように商号若しくは名称又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成29年 4月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

商号又は名称を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	商 号 又 は 名 称		変更年月日
		旧	新	
第 828号	(株)REC 名古屋 支店	(株)レックコンス トラクション 名古屋支店	(株)REC 名古 屋支店	平成29年 3月 6日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1317号	青海建設 (有)	愛知県豊明市栄 町南館57番地19	愛知県豊明市栄 町元屋敷55番地 スパークシティ ・ポルト 403号 室	平成29年 3月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ左京山店

名古屋市緑区四本木 530番 ほか23筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) マックスバリュ左京山店	マックスバリュ左京山店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
—	—	—	ウエルシア薬局(株)	代表取締役 水野 秀晴	東京都千代田区外神田二丁目 2番15号

3 変更の日

平成28年11月19日

4 変更した理由

(1) 大規模小売店舗の名称については、確定したため

(2) 小売業者については、未定の小売業者が決定したため

5 届出の日

平成29年 4月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月 2日から同年 9月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 9月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成29年 5 月 2 日懲戒処分に付した。

平成29年 5 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技士	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号